

かわじま 広報

■ 編集発行 川島町役場 ■ 電話 (0492) 97-1811 ■ 毎月1回20日発行 1部20円

人口と世帯
(5月1日現在)
総人口 18,666人
前月との差 51人増
男 9,347人
女 9,319人
世帯数 4,249世帯
前月との差 3世帯増



子どもの日

子どもの日は、国民の祝日の一つで子どもの人格を重んじて幸福をはかるために定められたものです。伊草保育所では、最近敷地などの関係で少なくなったこのほりを上げて園児に喜ばれています。今では朝の自由時間が楽しそう、庭に出てスベリ台や鉄棒などで元気に遊ぶ姿が目につき、4月から入園した子もすっかりうちとけたようです。

5 1982
No. 266



危険物取扱者 保安講習会

危険物取扱者免状を取得してその取扱作業に従事している方は、消防法により、五年に一回ずつ保安講習会を受けなければなりません。

県では、この講習会を次のとおり行います。昭和五十二年以前に免状を取得して五十二年以降に講習を受けていない方は必ず受けてください。
とき 七月十四日(水)午前十時から午後四時三十分まで

三歳児健康診査

とき 六月二十八日(月)午後一時三十分から二時まで
ところ コミュニティセンター
対象 昭和五十二年十二月、昭和五十四年一月生まれの子



6月の納税

6月の納税は次のとおりです。
○町県民税……第1期
6月30日までに納入してください。

相談案内▶6月分◀

〔行政法律相談〕

中央公民館 6月10日(木)午前10時～午後3時 弁護士(田中重仁)・行政相談員 行政機関などの業務に関する苦情・法的な悩みなどの相談に応じます。

〔心配ごと相談〕

心配ごと相談室(役場内) 6月10日(木)・25日(金)午前9時～12時 民生委員 日常生活に関する心配ごと全般の相談に応じます。

〔教育相談〕

教育相談室(役場内) 6月18日(金)午後3時30分～5時まで 教育相談員 子どものしつけ・学校ざらいなどの相談に応じます。

〔健康相談〕

出丸健康相談室 成人⇒6月16日(木)
中央健康相談室 成人⇒6月23日(木)
小見野健康相談室 成人⇒6月30日(木)
時間はすべて午後1時30分～2時30分 みんなの健康管理・検尿・血圧測定・保健指導を行います。

小児マヒ予防接種(ポリオ生ワクチン投与)の日程

会 場	実 施 日	時 間	対 象 地 区
コミュニティ センター	6月1日(火)	13:30～14:00	伊草・出丸・小見野
	6月7日(月)	13:30～14:00	中山・三保谷・ハツ保
該 当 者	初 回	S56.7.1～12.31生まれの子	
	追 加	S56.1.1～6.30生まれの子	
	4歳までで接種していない子		
備 考	問診票には体温記入の上、押印してください。 通知もれや記入した方は、当日会場へ印鑑持参の上、ご来場ください。		

乳幼児健康診査

とき 六月十四日(月)午後一時三十分から二時まで
ところ コミュニティセンター
対象 昭和五十六年九月、十月生まれの子

町民芸

俳壇

特選 若葉風入れて暫しの肘枕
大伽らんすつぱり覆ひ櫻若葉
ままことの赤児寝かせる若葉陰
椎若葉小きき祠かくれけり
行く春やライン下りの水しぶき
春行くやゆるむ鼻緒の宿の下駄
眼帯のとれてまぶしき柿若葉
若葉極まる農家の庭や日章旗
記念樹の若葉かがやき子は一歳
子等はしやぐ若葉の下のにぎりめし
野外演奏第五は若葉に湧き上る
谷若葉新幹線の開かず窓
深若葉藁葺き屋根を覆ひたり
行く春や苗代の土ふるく納屋
行く春や彩なき庭にあかねさし
そろばん塾窓いつぱいに若葉風
行く春に今日幸せの手打蕎麦
行く春や孫の歩みのはかどりて

総評 季節の若葉は、風に光りにまたは影にと、するどい感覚でとらえた佳句が多くありましたので、入選句を増やしました。行春を題材とした応募句については、季節の内容をよく把握することが大切だと思います。私なりの選です。
自句 ゆく春を追ひて夕の多賀の鐘
上棟の木の肌染めて若葉風

応募要領

季題 六月号……夏・新緑
七月号……打水・冷奴
締切 前月の末日までに、住所・氏名(俳名の場合も本名記入)を明記し、役場広報係まで。

選者 季題

小高 若葉

行春



愛育会の主な活動

町愛育会では、地域のみなさんの健康づくりを推進するため、自主的な活動として次のような事業を行うことになりました。



■母子衛生活動

家庭訪問と訪問カードの有効処理

(家庭訪問や記入されたカードをもとに相談や指導を行う)

母親指導

妊婦、乳幼児の健康相談

離乳指導

乳幼児、1歳6か月児、3歳児健康診査に協力

■保健衛生活動

献血運動に協力

成人病対策に協力

結核および循環器検診に協力

がん検診に協力

健康づくり運動に協力

■組織の拡充強化

■研究・研修・親ばく会を

研究・研修会の開催

役員会議の開催

支部長会議の開催

練成会(研修会)の開催

視察および親ばく会の開催

■広報活動

■その他必要な事業



我が家の健康は主婦の手で

富田香住さん
(上伊草・57歳)

家族の健康は食生活にあると考え、バランスのとれた食事をするよう心掛けています。中でも、添加物や消毒をしてある野菜類、また、インスタント食品を控えて手作りの料理にしています。

ます。おかげで我が家ではみんな丈夫です。
今回、愛育会が誕生しましたが、私たちの地域は新興住宅が多いので、新旧の交流が図れてよいと思います。ただ家庭訪問など、事情がよくわからないので困ると思いますが、今年はまだ発足したばかりなので、研修会を多く開いて会の内容をよく理解したいですね。
この会が充実して一般家庭まで浸透すれば素晴らしいことです。検診なども組織を上げて呼び掛けられるし、みんなが健康でありたいという気持ちになって自然と明るい家庭になります。愛育会のスローガンを「我が家の健康は私たち主婦の手で」というのもいいのではないですか。

もっと検診の場を

鳥海美津江さん
(西谷・42歳)

町では医療費が年々多くなり問題になっているというところで、私の家でもあまり医者にかかりませんが、国保税が高くて大変です。もっと自己負担を多くすれば体を大事にすること



の認識も深まると思います。昨年障害者スポーツ大会で気がついたことですが、障害の程度の差が大きいこと、重度の人には家庭訪問などして暖かく見守ってあげる必要があります。検診は一度受けたことがありますが、健康だから、おつくだと最近ではしていません。それに、仕事(農業)の忙しい時はだめだし……。検診日も指定しないで、病院と契約を結んでいっ出かけても応じてもらえる体制になればいいですね。
私の家では早寝、早起きで健康づくりをしています。愛育会が出来たので近所のみなさんと月一度でも体力づくりをと考えています。それに健康まつりも続けてほしいですね。

ごぞんじですか

人権擁護

委員制度

六月一日は、人権擁護委員法が施行された日です。

昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したので、これが人権擁護委員制度の始まりです。

人権は、人間が平和に生存する上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、あなたも私もみんな人権が尊重されなければなりません。つまり人権は共存するものなのです。お互いに人権を守って明るい社会をつくるのが、私達の願いです。

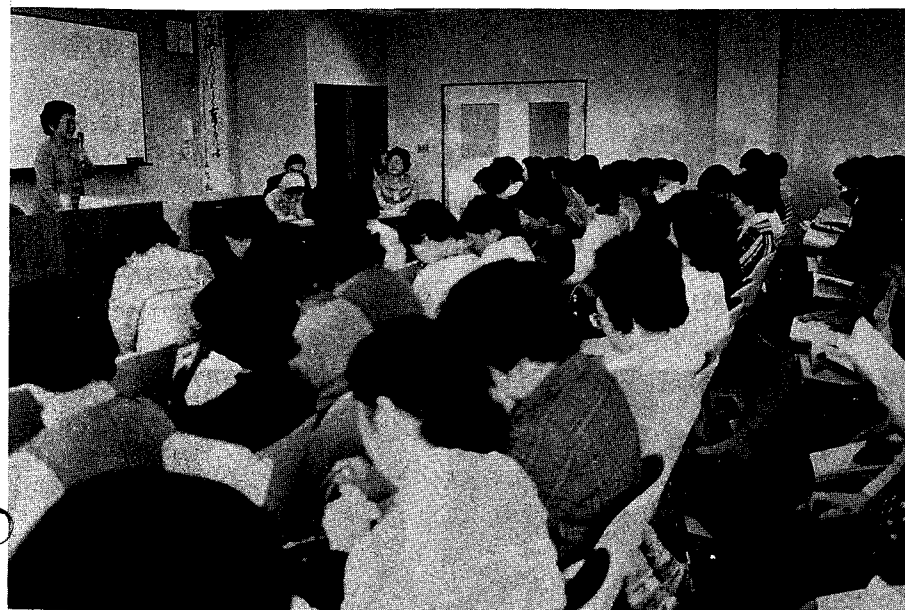
六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心としてみなさんとともに、いっその人権思想の啓発に励むことにしました。

町にも、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。(敬称略)

上伊草六六一 笛木吉五郎
牛ヶ谷戸五七七 小峯 三郎
西谷一四三 齊藤 賢吉
相談は無料で、秘密は守られます。気軽に相談ください。

愛育会 誕生

健康づくりで地域の和を



▲ 愛育会設立総会では規約など熱心に審議されました。
(4月24日、コミュニティセンターにて)

家庭訪問で指導を

佐藤恵美子さん
(中山・27歳)

私は川島町へ来て一年半がすぎましたが、医者が少ないのと町外の病院へ行くのに交通が不便だとつくづく感じています。また以前の所と比べ国保税も高いと思います。

家族は三人で、三歳になる子どもには何でも食べさせるようにしています。主人と私はお酒を飲む方なのでスポーツをしたり体力づくりに励んでいます。二人で勤めのため、昼間の検診は受けられないので夜間にもや



ってほしいですね。そんな人が多いのではないですか。
愛育会のことはよくわかりませんが、初めての出産の時は何もわからず困ったことがあるので、妊婦や小さな子どもがいる家庭を訪問して指導していただければと思います。離乳食などの知識も覚えたいし……。

自主的活動を

「予防に優る治療なし」と最近各市町村行政の中でも住民の健康管理を重視する傾向が高まってきました。当町においても昭和五十四年度に健康づくり推進協議会が発足し、健康づくりのための諸事業を進めておりますが、住民の参加は今一歩の状態です。

愛育会組織は以前婦人会の組織内活動として、昭和三十五年から四十年代中ごろまでユニセフミルクの配布栄養教室等の活動をしていました。が、時代の変化にともない組織活動が消滅してしまいました。そこで健康づくりを進める組織はどのようにしたらいいか検討し、東松山保健所の指導を得ました。自主的な運営のとれるものをということ。で、恩賜財団母子愛育会のモデル組織に従って、町の各世帯を会員とした組織作りが区長さんを中心に十二月から進められました。

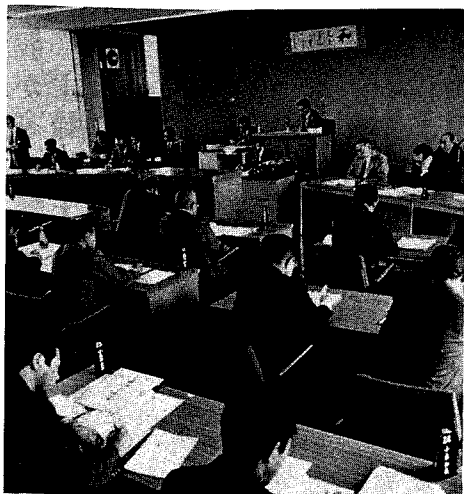
愛育会は、社会や家庭の健康の基盤である母と子の健康づくりを中心に、母子だけでなく成人・高齢者も含めた対策とし、自主的ボランティア活動を行うものです。
(役場環境衛生課)

新しい区長さんです

行政区のまとめや、町の発展のためにご協力をいただく昭和57年度の区長さんが次のとおり決まりましたので紹介します。
なお、4月13日には第1回の区長会議が中央公民館で行われました。
(敬称略 ◎が区長会長 ○が代表区長)

行政区	氏名	電話	戸数	行政区	氏名	電話	戸数	行政区	氏名	電話	戸数
中山地区				三保谷地区				ハッ保地区			
上 廊	吉田房五郎	97-2712	96	角 上	猪鼻 重一	97-1555	28	馬 場	忍田 周助	97-3967	32
中 廊	大野 万吉	97-0285	132	角 中	猪鼻 芳次	97-3039	33	関 田	吉田 喜一	97-3972	33
宮 本	国島 武	97-0741	45	角 下	遠山 恒行	97-3031	26	横 塚	苗村 信夫	97-3726	28
伏 木	関口 正仁	97-0761	30	安 塚	伊原 正雄	97-1329	23	ハッ保地区			
久 保	新井 政治	97-0094	70	飯 島	小谷野米吉	97-1396	57	上ハッ林	友光明治	97-2109	111
南 園	利根川 広	97-0725	32	三保谷地区				下ハッ林	加藤栄三	97-2107	57
吹 塚	中里 幾寿	97-3244	60	平 沼	井上 構治	97-1843	102	畑 中	福島 松雄	97-1447	64
北 園	綾部 治夫	97-3675	35	白 井	堀野 秀吉	97-0137	68	三保谷宿	梅沢 利一	97-1926	90
正 直	野沢桂三郎	97-1632	71	紫 竹	小高 登	97-1856	19	牛ヶ谷戸	木村多喜男	97-4186	93
北 戸	山口 茂	97-1037	53	官 前	飯野関太郎	97-1706	33	山ヶ谷戸	谷島 武雄	97-4335	100
長 楽	横田 種治	97-3227	76	上 猪	猪鼻 忠治	97-1911	37	小見野地区			
吹塚新田	吉川 亮輔	97-3146	121	下 猪	武藤安太郎	97-0322	46	虫 塚	岩崎 八郎	97-1974	38
南 戸	石川 正	97-1638	89	釘 無	関 忠一	97-3019	48	梅 ノ	降田 秋徳	97-2083	31
八幡3丁目	渡辺 毅	97-5541	56	吉 原	鈴木 真一	97-4247	28	上 南	林 幸一	97-2570	31
八幡4丁目	橋本 勇	97-5749	40	新 堀	石黒 一二	97-4287	26	上 北	杉山 政治	97-2131	36
八幡5丁目	古川 久夫	97-5761	99	出丸地区				大 辻	山口 善一	97-2281	40
伊草地区				下 郷	片岡 利徳	97-3766	37	中 組	森田 定夫	97-1368	32
久 保	伊藤 信義	97-0182	117	下 郷	長沢 久夫	97-3774	41	友 一	新井 都治	97-2017	52
中 廊	富田 国治	97-0009	226	西 谷	小川 祐三	97-3839	31	友 二	清水 吾三郎	97-1165	37
下 廊	牛村 利夫	97-3384	254	曲 師	宮内 一夫	97-3846	27	一 本	鶴熊 盛治	97-0145	43
伊 上	増田 憲義	97-1766	150	出 丸	尾藤 一夫	97-4024	24	鳥 西	須田 鉄夫	97-4621	37
伊 下	柳川 貢三	97-0101	78	上大屋敷	粕谷 福市	97-3934	47	鳥 東	尾林 亘造	97-1455	45
下伊草上	柳川 孝司	97-1438	80	下大屋敷	間中 正一	97-1944	42	東 大	増田 国雄	97-0351	40
下伊草下	◎新井 晃三	97-3097	87	上 分	○神山 壬一	97-1449	50	芝 沼	朝日 徳一	97-0199	27

地域と町のパイプ役



4月臨時議会

農業委員の推薦

父子家庭援護条例の制定など

臨時町議会が四月二十八日の会期一日で行われました。
この議会では、農業委員会委員の推薦など五議案の審議が行われ、すべての議案が原案どおり可決しました。
主な内容は次のとおりです。

▼専決処分報告(昭和五十六年度一般会計補正予算)
昭和五十六年度一般会計予算を町税など歳入が増える見込みとなったため、四千九百七十三万九千円を追加補正し、歳入歳出をそれぞれ三十億三千三百三十六万九千円とするものです。
主な内容は次のとおりです。
五十一万円

▼専決処分の報告(税条例の一部改正)
地方税法の一部改正が国会を

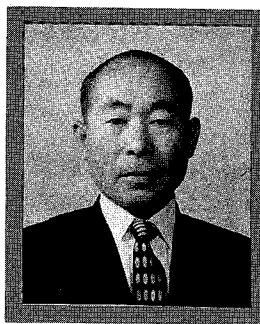
水道問題調査特別委員会

水道問題に関する調査特別委員会が議会議員12名をもって構成されました。
これは町水道企業に関する調査をするため設置されたものです。

農業委員が改選

無投票で決まる

農業委員会の委員は、三年ごと一般選挙(十名)と、議会(四名)と、農協(四名)と、農業協同組合(一名)と、農業共済組合(一名)の推薦によって決められています。
この任期満了にともなう一般選挙が四月二十九日に行われ、無投票で次の方々が当選しました。
また、議会・農協・農業協同組合の推薦による選任委員も合わせて決まりました。
「農業委員会」は、農地の転用や貸借、交換分合、農業振興などを行うための機関です。
▼一般選挙による委員
(立候補届出順・敬称略)
氏名 年齢 住所
岡部寅次郎 56 北園部七四
小沢 敏夫 56 伊草二六三
品川 清吉 59 白井沼一六
関 英雄 62 吉原二二九
萩田 善次 56 下大屋敷五〇三
尾藤照太郎 55 西谷四六四
山崎 嘉 54 中山二六五
渋谷 鹿一 60 戸守二一
矢部 恒男 54 山ヶ谷四四八
中島 国治 54 上伊草一〇三八
齊藤 英雄 50 東大塚二九三
朝日 徳一 65 芝沼一三三
齊藤 恒雄 51 下ハッ林一〇三
岩淵 典市 52 上小見野三三六
▼議会推薦による委員
鈴木 力 58 長楽四二二
小谷野米吉 60 飯島三〇三
吉田 明 46 出丸中郷二九八
利根川佐太郎 59 鳥羽井三六八
▼農協推薦による委員
猪鼻 精一 68 下猪六五二
▼農業共済推薦による委員
大沢 喜一 65 畑中六五八



秋庭県議が逝去

は、急性腎不全のため去る四月二十七日逝去されました。慎んでご冥福をお祈りします。
同氏は、昭和四十一年から吉見町長、四十七年十一月から吉見町長を経て、五十四年四月の県議選で初当選しました。以来吉見町、川島町の発展のため貢献されました。

税条例の一部改正

昭和五十七年度地方税法の一部改正にともない、町税条例の一部が改正されました。
今回改正されたものは住民負担の軽減および合理化を図るため、個人の住民税所得割の非課税限度額の引上げ、固定資産税の評価替えによる税負担の調整などで、主な内容は次のとおりです。

固定資産税

▼所得割課税の特例
今年度分の住民税に限り、二十七万円(所得金額)に本人、扶養者数を乗じて得た金額に、九万円を加えた額以下である人については、所得割が課税されません。なお、本人のみの場合、この特例には該当しません。
▼評価替えにともなう税負担の調整
土地に係る昭和五十七年度から五十九年度までの各年度分の固定資産税については、新評価額の五十六年度分の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を、前年度の税額に乘じて得た額を限度とします。(表Iのようになります。)

宅地・一般農地等に係る負担調整措置 (表I)

上昇率の区分	新評価額 (前年度の課税標準額)	負担調整率
宅	1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
地	1.7倍を超え、1.9倍以下のもの	1.25
	1.9倍を超えるもの	1.3
農地	1.15倍以下のもの	1.05
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15
	1.5倍を超えるもの	1.2

玉串奉典をする本澤政雄・登久さん夫妻
「50年いっしょに生きてこられたことを社会に感謝します」と喜んでいた。



金 婚 式

5月7日に結婚生活50周年を迎えた24組の夫婦を祝って、第3回金婚式が滑川村の松寿荘で行われました。式典終了後の懇親会では、自慢のノドを披露したり、日赤奉仕団の演芸があったり、とっても和やかな一日でした。



少 年 活 動 教 室

4月24日・25日に第1回目の少年活動教室が東松山青年の家で行われました。小学6年生から中学2年生までの32人が参加、オリエンテーリングなどに子どもたちはいきいき。これは、中央公民館が少年団体のリーダーを養成するために、来年2月まで開かれるものです。



こんなことがありました



「いつもその人の立場にたって」と鈴木さん(行政相談日・中央公民館にて)

教育・文化の振興に半生
勲五等双光旭日章に
牛ヶ谷戸・鈴木達二さん(七十九歳)
昭和五十七年度の春の叙勲が、総理府から四月二十九日に発表されました。当町では大字牛ヶ谷戸六〇九番地の鈴木達二さん

しているかもしれません。このような方は、あらためて申請してみてください。
支給を受けるには
役場福祉課へ認定請求書を提出してください。請求書の用紙は福祉課に用意してありますので、印鑑持参のうえ、申請してください。
なお、公務員、三公社の職員の方は、直接、勤務先へ申し出るようお願いします。
支給は、認定された翌月から、毎年二月・六月・十月の三

回に分けて四か月分がまとめて支給されます。

現況届も忘れずに

受給者の方は、毎年六月一日から三十日までの間に「児童手当現況届」を提出してください。用紙は、五月中に役場からお送りします。

この届は、受給者の方の前年の所得状況と養育状況を確認するためのものです。これが提出されないとい、引き続き受給する資格があっても支給できませんので必ず提出してください。

(七十九歳)が勲五等双光旭日章に輝きました。

鈴木さんは、大正十二年三月から昭和三十三年九月まで学校教育に尽くされ、その後も社会教育委員や公民館長として、青少年教育や地域文化の振興に力を注ぎました。

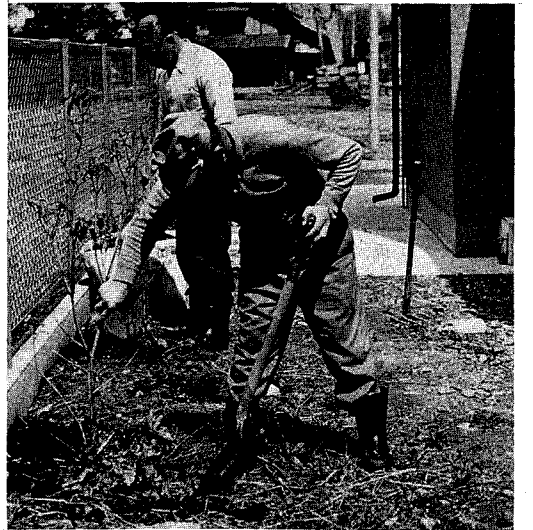
また、昭和三十七年四月から行政相談員として住民と行政のパイプ役を果し、現在もなお活躍しています。

「教員のころは、勉強よりも生徒と畑仕事をしたのを、おぼえています。当時は戦争ばかりでしたから……。行政相談は、常にその人の身になってやってきました。」と話していました。



▼ 子どもつり大会

夏を思わせる陽ざしの5月5日の子どもの日、鳥羽井沼では「子どもつり大会」が行われました。これは、同自然公園観光部の主催したもので、陽が昇らないうちから子どもたちが集まり、つり場がないほどの盛況。放流された500kgのコイは、またたく間に釣り上げられてしまったようです。



▲ 緑のふるさとづくり

県ではふるさと埼玉の緑を守るため、地域のみなさんが共同して行う、環境緑化づくりに苗木を提供しています。下伊草地区でも、新しい集落センターの周りにまだ樹木が無いので、この援助でつつじやつばきなどを20本植えました。これは、毎年県民植樹週間中に行われているものです。

こんなことがありました



児童手当制度

——所得制限が変わります——



子どもは、親の無上の宝です。ですから、それぞれの親が自分子どもを健やかに育てる責任を有するのは当然のことですが、国や社会も、子どもたちを育てていく責任を分担しています。

受給資格は

十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人以上が義務教育終了前の児童である場合の養育者です。児童については、自分の子である必要はありません。ただし、次の所得要件限度額以上の所得があるときは受けられません。

所得要件限度額表

扶養親族等の数	控除後の年間所得	
	非被用者(農業・自営業者)	被用者(会社員等)
0	122.8万円	258万円
1	151.8	287
2	180.8	316
3	209.8	345
4人以上につき1人につき	29万円ずつ加算	

前年度は所得が限度額以上で支給が受けられなかった方でも所得状況により、今年度は該当

あんなに

ある子どもたちを健やかに育てあげることが期待した制度です。

ねんきんだより

勤めをやめたら国民年金へ



勤めをやめたら国民年金へ加入しましょう。

そうすれば、今まで加入していた厚生年金などと、国民年金の加入期間とがつながり、将来それぞれの年金制度から、加入期間に応じた通算老齢年金が受けられるようになります。

この加入期間は、20歳以上60歳未満ですので、退職したらず、所在地の役場の年金係に出向いて相談の上、加入の手続きをしてください。そのとき奥さんがまだ国民年金に加入していなければ、一緒に手続きをしてください。

もし、この手続きを怠ると、年金を受ける資格期間を満たしていない人の場合は、今まで掛けた保険料が掛け捨てになって、一生後悔することになります。

くわしくは、住民課年金係（☎97-1811・内36）へおたずねください。

6月1日現在で実施

商業統計調査にご協力を

6月1日現在で商業統計調査が行われます。

この調査は「商業の国勢調査」といわれているもので、我が国の商店の分布状況や販売活動の実態および、商店の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的としています。

5月下旬から、商店のみなさんのところへ調査員がお伺いしますのでご協力をお願いします。

4月の火災と救急の出勤

＝火災＝ ＝救急＝

件数	1件	件数	24件(8件)	急患	12件	その他	4件
損害額	13,177,000円	搬送人員	23人(9人)	12人	2人)		

57年1月～4月累計

件数	3件	件数	129件(28件)	73件	28件)
損害額	13,369,000円	搬送人員	118人(30人)	67人	21人)

川越地区消防組合
川島町管内

▲元気に完歩、20キロハイク

去る四月二十九日、第一回町二十キロ歩け歩け大会が行われました。朝の内は小雨が降りそそぐあいにくの天気でしたが、参加者約百名が足どりを軽くコミュニティセンター前を出発しました。

鳥羽井沼から堤防に上がると、突然ひばりの交響楽に迎えられました。たんぽぽの花を摘む人、おしゃべりをする人、景色を眺め眺め歩く人、いつの間にか集団が長く尾を引くようになつていました。やがてからし菜街道へ、堤防の両側は黄色のじゅうたんを敷き詰めたよう、道路にこぼれるばかりの花と甘い香りの中を分け入れるように進みました。

しばらくすると「足が痛くなってきた。あしたは学校へ行けるかな」と小四の女の子、でも、無事ゴール、全員に完歩賞が配られました。

盛んなスポーツ少年団

スポーツ少年団とは、学校教育活動以外の時間に、青少年をボランティアの指導者がスポーツを通じて健全な育成を目標に指導し、活動しているスポーツ団体です。当町では現在単位団で八団、団員四百六十八名、指導者六十一名というたくさんの方が活動しています。そして、毎週の活動や県の各種大会に参加したり、町の親子運動会、駅伝大会、また、団ごとにキャン

みんなのスポーツ



▲スポーツ少年団の運動会(昨年)



プ等のレクリエーションをしてしています。

青少年の健康、体力づくりや非行防止が叫ばれている昨今、忍耐力をつけ、友達もたくさんできるというところで多いに役立つのではないのでしょうか。体力づくりは子どもの時からでないとなかなかできません。スポーツ都市宣言の町にふさわしく、心身共に健康な子どもになるよう入団をお勧めします。

ジュニアバレーボール教室

教育委員会では、ジュニアバレーボール教室を次のとおり行います。奮ってご参加ください。

とき 七月四日(日)からの毎週日曜日午前八時三十分から十一時三十分まで

ところ 町民体育館

みんなのスポーツの中心でくわしい内容についてのお問い合わせは、教育委員会社会教育課（☎九七一一一）へおたずねください。

対象 小学校四年生から六年生までの男女

定員 男女各三十名

申込み 六月十五日までに社会教育課へ

遠山記念館ハイク

県歩け歩け協会主催による川島会場の歩け歩け大会が次のとおり行われます。奮ってご参加ください。

とき 六月六日(日)

集合・受付 伊草公民館 午前九時三十分

コース (距離、十四キロ) 伊草公民館―三保谷―広徳寺―遠山記念館―コミュニティセンター(昼食)―平沼―伊草公民館

参加費 一人二百円

プール監視員募集

教育委員会では川島海洋センターのプール監視員を次のとおり募集いたします。

期間 七月一日から九月上旬

時給 四百円

募集人員 五、六名

6月13日は

県議補欠選挙の投票日

県議会議員秋庭利氏の急逝にともない、西第十一区(吉見町・川島町)に欠員が生じたために県議会議員補欠選挙が、六月十三日に行われます。この選挙は、いうまでもなく住民の声を県政につなぐ代表を選ぶ大切な選挙です。我々の代表にふさわしい人を、あなた自身の考えで選びましょう。

投票できる人

昭和三十七年六月十四日以前に生まれた方で、今年の五月三十日以前、引き続き三か月以上本町に居住し、選挙人名簿に登録されている方。

したがって、二月二十八日までに住民登録をしていなかったり、投票日までに出たなどの場合には投票できません。

選挙日程

◎六月一日 告示
(選挙運動が始まります)

◎六月一日～三日
選挙人名簿縦覧期間
この期間に選挙人名簿を閲覧することが出来ます。あなたの登録を確認しましょう。

◎六月十三日 投票

午前七時から午後六時までです。時間を過ぎると投票できませんので、早目に済ませましょう。

◎六月十三日 開票
午後七時三十分から中央公

投票することが出来ます。

投票所

投票は、町内六か所で行われます。入場券に記載された投票所において投票してください。

投票日に都合の悪い方は

投票日当日、どうしても投票所に行けないという場合には、前もって投票することが出来ます。これを「不在者投票」といいます。

◎投票の方法

不在者投票をしようとする方は、その事由の申し立てと宣誓をしていただければ投票できます。このとき認印をご持参ください。

みんなの自覚で
明るい選挙

なお、これまでの内容についてくわしくは、役場総務課内の選挙管理委員会（☎九七一八一一一内一六）へお問い合わせください。

◎投票できる期間と場所
〔期間〕六月一日から投票日前日までの毎日午前八時三十分から午後五時まで

〔場所〕町選挙管理委員会
(役場庁舎二階)



